

ユニバーサルデザイン京都フォーラム2020に係るユニバーサル上映運営委託仕様書

1 委託業務名

ユニバーサルデザイン京都フォーラム2020に係るユニバーサル上映運営委託

2 実施主体

本業務の実施主体は京都市であり、委託により実施する。

3 業務内容

(1) 目的及び概要

本市では、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づき、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備を進めていくこととしており、本業務は、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方を市民の幅広い層に普及することを目的に開催する「ユニバーサルデザイン京都フォーラム2020」の中で行うユニバーサル上映*（UD上映）の運営等を委託するものである。

※ 邦画（洋画の日本語吹替版を含む）に日本語字幕と場面ごとの状況を説明する音声ガイド（副音声）を付与することで、視覚や聴覚に障害のある方や高齢者等も同時に楽しめるようにした上映方法

(2) ユニバーサルデザイン京都フォーラム2020の概要（予定）

ア 開催日

令和2年3月25日（水）午後1時30分～午後4時30分

イ 開催場所

ハートピア京都 3階 大会議室

ウ 内容

第1部：UDに関する講演（約45分）

講師：嵯峨美術大学・嵯峨美術短期大学教授 坂田 岳彦 氏

第2部：UD上映（100～120分）

※ 参加は無料である。また、UD上映のみの参加は原則として認めない。

(3) 委託内容

ア 第2部のUD上映の運営

上映する作品の提案・調達，映写（映写機材及び技術者の調達を含む），日本語字幕及び副音声の付与・実施，参加者の受付（第1部も含めたもの）

イ その他UD上映に付随する業務

参加者の誘導，広報・周知への協力等

※ 詳細は協議するものとする。なお，会場の確保及び広報（チラシ作成等）は，京都市の負担により行う。

(4) 委託金額の上限

330千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託料の請求及び支払

(1) 委託料の支払は、原則として、事業報告書の受領後、請求に基づく後払いとするが、受託者から申し出があった場合は、概算払を行うこととする。

ただし、事業報告書の受領後、確定した委託金額が既支払額（概算払）を下回る場合は、その差額を京都市に返納しなければならない。

(2) 受託者からの適法な支払請求書を受領した時は、30日以内に当該請求額を支払うものとする。

5 再委託等の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。

6 その他

受託者は、次の事項を遵守し業務を遂行するものとする。

(1) 業務の目的を達成するため、常に的確な業務の遂行を心掛けるとともに、業務従事者に必要な教育を行うこと。

(2) 労働法その他の関係法令を遵守すること。

(3) 個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(4) 本市の信用を失墜する行為を行ってはならないこと。

(5) 提案内容に基づき本市と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について誠実に履行すること。

(6) 責任者を明確にし、常に本市の担当者と密接に連絡を取り、その指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

(7) 業務を実施するうえで、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(8) 本仕様書に定めのない事態が生じた場合、速やかに本市と協議し、解決に向け誠実に対応すること。

以上